平成２１年（フ）第６２９号
兵庫県西宮市今津真砂町１番13―503号
破産者　田本　隆行
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６８０号
兵庫県西宮市獅子ケ口町12番７号　プランドール105号
破産者　山本　和成
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２２号
兵庫県芦屋市大東町15番４号、前住所兵庫県芦屋市南宮町14番２―208号
破産者　西松家こと　西松　泰仁
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６９号
兵庫県芦屋市陽光町５番２―603号
破産者　川口　　勇
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０１号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目２番９号
破産者　東村　幸一
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―1815号
破産者　藤田　　和
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１８７号
岡山県津山市林田752番地２
破産者　今井　正勝
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１８２号
広島県呉市阿賀南６丁目１番４―204号
破産者　梶山　紀子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１８４号
徳島市飯谷町大ノ上２番地の４
破産者　平岡　知見
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１７号
熊本県合志市須屋525番地１―104
破産者　野口　峰子（旧姓西野）
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７３号
宮城県大崎市古川二ノ構５番20号
破産者　瀬戸　文義
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
宮城県大崎市古川江合本町１丁目４番７号スターハイツ202号、従前の住所宮城県大崎市古川小泉字大小427番地１
破産者　谷代　昭宏
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
宮城県大崎市古川西荒井字東田477番地２、従前の住所宮城県仙台市太白区八本松２丁目５番18号
破産者　庄司　裕子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
宮城県栗原市若柳字川南南大通26番地２
破産者　木村　義則
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
栃木県足利市堀込町1350番地６
破産者　戸室　礼子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第４３６号
埼玉県越谷市北越谷１―８―２　１階、住民票上の住所埼玉県越谷市花田５丁目15番地14
破産者　三村　義彰
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１７３１号
横浜市鶴見区尻手３丁目11番19号　コーポラス尻手202
破産者　宮野　廣志
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４号
神奈川県大和市下鶴間1614番地21　グランボーテ303号、開始決定時の住所神奈川県大和市下鶴間２―５―30　ヴェリテモール壱番館101号室
破産者　髙橋　　勉
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第４９５号
新潟県新潟市西蒲区巻甲1786番地６、前住所新潟県新潟市西蒲区巻甲1801番地２
破産者　梅田　直樹
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部